



定例会  
毎月第1日曜

# 知的夢工房

発明工夫、アイデア、知的財産を楽しむ会

第164号

平成26年9月7日

発行 知的夢工房

TEL050-3344-5032 熊本



## ネット時代と知的財産権



知的財産権の最近の話題を散見してみました。知的財産権といってもそれは対象や内容等により表-1の様之多岐に分類されています。

私たちが発明工夫の成果として特許や実用新案などで特許庁へ出願するものは、その中の**産業財産権**として分類されています。この産業財産権もネット時代と共に改正され、出願手続等は文書からオンライン方法へと変わり、権利の内容もIT技術や商品等の進化に伴い改正整備されて来ました。

現在改正中のものに**商標**があります。音や色も登録出来るように改正中との事です。商標といえ、文字や図形、記号などが対象でしたが、ネット時代の到来と共に、企業のイメージを表す短いメロディー(例えばパソコンの起動音とかCMの短い効果音など)やカラー(例えば企業のイメージカラーや商品に特有の色など)も保護の対象にしようというもので、本年度中の施行を目指しているそうです。

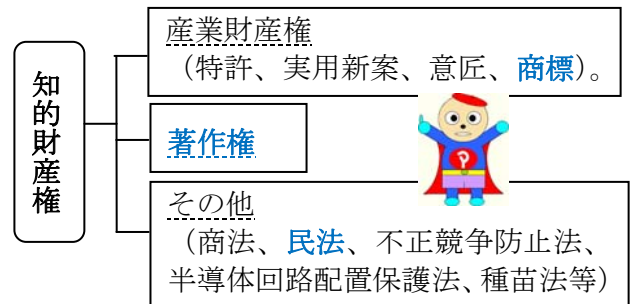
また**著作権**では「サルサルの自撮り写真」や「万引き犯の顔写真公表」などのニュースが、8月中旬頃にご存知の通りマスコミを賑わしました。

“サル”の方は、サルが写真家のカメラを奪って、サル自身で自分の顔を撮影し、その写真を写真家でない第三者がネットに流したというもので、著作権は誰のものというユーモラスなニュースです(サル、写真家、第三者、誰のものでもない?)。“万引き犯”の方は、鉄人28号(ブリキ製玩具、25万円)を万引きされた店主が、1週間以内に返さなかったら男の顔写真をホームページに公開すると予告し、警視庁の要請で中止というニュースで、肖像権や真犯人でない時の問題に加え、ネットで広く周知されたら罪を償った後の更生人生への影響は?など、ネット時代ならではのニュースです。

更には、知的財産権のひとつである**民法**が、明治以来約120年ぶりに見直されようとしています。例えば、インターネットでの買い物をした際など、契約中には文章がびっしりと書かれた“約款”の付記があります。私など大体読み飛ばしていますが、これなどはトラブルの種となっているそうです。こうしたトラブルの種の“約款”等々を含んだ日常生活には欠かせない“契約”のルール(債権法)等を、消費者保護という視点から改正しようという動きです。嬉しいですね。(この民法改正内容についてもっと知りたい方は朝日新聞(平成26年8月27日)も参照下さい)。

この様に、進展するネット社会に合わせて知的財産権も常に改正整備されて来ています。私たちもそうした進展や改正等をしっかりと知得し、また顧客ニーズもしっかり把握して、ネット時代に相応しい発明や創作にチャレンジしましょう！ (黒田 武)

(図表-1) 知的財産権のいろいろ



< 知的夢工房への入会のお誘い >

< 発明工夫好きの人 大歓迎！ 一緒にヒット商品を！ >

<定例会：毎月第1日曜日 13時～17時> <年会費：6千円>

連絡先：050-3344-5032

ホームページ：知的夢工房 <http://www.yume.ch/>